

国立大学法人滋賀医科大学非常勤講師就業規則

平成16年4月1日制定

平成23年4月1日改正

平成24年4月1日改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人滋賀医科大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第2条第2項の規定に基づき、期間を定めて雇用する教職員のうち、非常勤講師の就業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規則及びこれに附属する諸規程に定めのない事項については、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「国大法」という。）、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）及びその他の関係法令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則で非常勤講師とは、1年以内の期間を定め、常時勤務を要しない次に掲げる者をいう。

- 一 講師
- 二 学校医

(規則の遵守)

第3条 大学及び非常勤講師は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

第2章 人事

第1節 採用

(採用)

第4条 講師の採用は、選考による。

2 学校医は、滋賀医科大学及び医学部附属病院の教員より選考する。

(雇用期間)

第5条 非常勤講師の雇用期間は、次の各号のいずれかにより個別に決定する。

- 一 学期始めから3月31日までの期間
- 二 学期始めから9月30日までの期間
- 三 10月1日から3月31日までの期間
- 四 業務の必要に応じて定める1年以内の期間

(雇用の更新)

第6条 雇用の更新については、大学の予算状況、業務の必要性、当該非常勤講師の能力、勤務態度、健康状況、給与等を勘案した上で決定する。

(労働条件の明示)

第7条 非常勤講師として採用しようとする者には、その採用に際して、あらかじめ、次の事項を記載した文書を交付するものとする。

- 一 給与に関する事項
- 二 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- 三 労働契約の期間に関する事項
- 四 退職に関する事項

(提出書類)

第8条 非常勤講師として採用された者は、次の各号に掲げる書類を速やかに提出しなければならない。

- 一 履歴書
- 二 その他大学が必要と認める書類

2 前項第1号から第2号までに掲げる提出書類の記載事項に変更があったときは、その都度、速やかに届け出なければならない。

第2節 退職

(退職)

第9条 非常勤講師は、次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める日をもって退職とし、非常勤講師としての身分を失う。

- 一 雇用期間が満了したとき 満了日
- 二 第10条の規定により退職の承認を得た場合 大学が退職日と認めた日
- 三 第11条の規定により解雇された場合 大学が解雇した日

四 第26条第5号の規定により懲戒解雇された場合 大学が懲戒解雇した日

五 死亡したとき 死亡日

(自己都合退職)

第10条 非常勤講師が自己の都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の30日前までに退職願(自筆押印)を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りではない。

第3節 解雇

(解雇)

第11条 非常勤講師が次の各号の一に該当するときは、解雇する。

- 一 成年被後見人又は被保佐人となったとき
- 二 禁錮以上の刑(執行猶予が付された場合を除く。)に処せられたとき

2 非常勤講師が次の各号の一に該当するときは、解雇することができる。

- 一 勤務成績が著しくよくないとき
- 二 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えないとき
- 三 前2号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠くとき
- 四 経営上又は業務上やむを得ないとき
- 五 天災事変その他やむを得ない事由により大学の事業継続が不可能となったとき

3 前二項の規定による解雇を行う場合においては、不服申立ての機会を与える。

(解雇制限)

第12条 前条の規定にかかわらず、第1号に該当する期間は解雇しない。ただし、療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病がなおらず、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。)に基づく傷病補償年金の給付がなされ、労基法第81条の規定によって打切補償を支払ったものとみなされる場合、又は労基法第19条第2項の規定により行政官庁の認定を受けた場合は、この限りでない。

- 一 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養するための休業期間及びその後30日間

(解雇予告)

第13条 第11条の規定により解雇を行うときは、少なくとも30日前に本人に予告をするか、又は労基法第12条に規定する平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う。

ただし、2月以内の雇用期間で雇用されている非常勤講師を解雇する場合又は所轄労働基準監督署の認定を受けて第26条第5号に定める懲戒解雇をする場合はこの限りではない。

(退職者の責務)

第14条 退職又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(退職証明書)

第15条 退職又は解雇された者が退職証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

2 前項の証明書に記載する事項は次のとおりとする。

- 一 雇用期間
- 二 業務の種類
- 三 その事業における地位
- 四 給与
- 五 退職の事由（解雇の場合は、その理由）

3 証明書には前項の事項のうち、退職又は解雇された者が請求した事項のみを証明するものとする。

第3章 労働時間

(労働時間)

第16条 講師の勤務日及び勤務時間は、個別に定める。

2 学校医の勤務日及び勤務時間は、滋賀医科大学保健管理センターが必要の都度定める。

第4章 給与

(給与)

第17条 非常勤講師の給与は時間給とする。

2 時間給の決定は、講師については大学卒業後の経験年数、学校医については医師免許取得後の経験年数により決定する。

3 時間単価は、別表のとおりとする。ただし、特別の事情がある場合は別に定めることができる。

(旅費)

第18条 講師に旅費を支給する。

2 旅費は、「国立大学法人滋賀医科大学旅費規程」に定める常勤職員の例に準ずる。

(給与の計算)

第19条 給与の計算期間は、支払月の前月の初日から末日までとし、給与等の支給日は常勤職員に準ずる。

第5章 服 務

(誠実義務)

第20条 非常勤講師は、上司の職務上の指示に従い。その責任を自覚し、誠実にかつ公正に職務を遂行するとともに、大学の秩序の維持に努めなければならない。

(職務専念義務)

第21条 非常勤講師は、国大法に定める国立大学の使命と業務の公共性を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、その職務に専念しなければならない。

2 非常勤講師は、大学の利益と相反する行為を行ってはならない。

(遵守事項)

第22条 非常勤講師は、次の事項を守らなければならない。

- 一 職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務を遂行しなければならない。
- 二 職場の内外を問わず、大学の信用を傷つけ、その利益を害し、又は教職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 三 職務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。
- 四 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利用のために用いてはならない。
- 五 大学の敷地及び施設内（以下「大学内」という。）で、喧騒、その他の秩序・風紀を乱す行為をしてはならない。
- 六 大学内で、選挙運動等政治的活動を行ってはならない。
- 七 大学の許可なく、大学内で放送・宣伝・集会又は文書画の配布・回覧掲示その他これに準ずる行為をしてはならない。

ただし大学は、原則として公序良俗に反しない限り許可するものとする。

- 八 大学の許可なく、大学内で営利を目的とする金品の貸借をし、物品の売買を行ってはならない。

(倫理)

第23条 遵守すべき職務に係る倫理原則及び倫理の保持を図るために必要な事項については、別に定める「国立大学法人滋賀医科大学役職員倫理規程」による。

(ハラスメントの防止)

第24条 ハラスメントの防止等に関する措置は、別に定める「国立大学法人滋賀医科大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」による。

第6章 懲戒処分等

(懲戒処分)

第25条 非常勤講師が次の各号の一に該当する場合は、懲戒に処する。

- 一 正当な理由なく無断欠勤し、出勤の督促に応じなかったとき
- 二 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻、早退するなど勤務を怠ったとき
- 三 故意又は重大な過失により大学に損害を与えたとき
- 四 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があったとき
- 五 大学の名誉又は信用を傷つけたとき
- 六 素行不良で大学の秩序又は風紀を乱したとき
- 七 重大な経歴詐称をしたとき
- 八 その他この規則に違反し、又は前各号に準ずる不都合な行為があったとき

(懲戒の種類・内容)

第26条 懲戒の種類及び内容は次のとおりとする。

- 一 譴責 非違行為の程度がきわめて軽微な場合、始末書を提出させ、将来を戒める。
- 二 減給 非違行為の程度が比較的軽微な場合、始末書を提出させ、1年以下の期間を定め給与を減額する。ただし、1回の減額は平均賃金の1日分の2分の1以内、1か月の額は当該月給与額の10分の1以内とする。
- 三 停職 非違行為の程度が軽微とはいえない場合、始末書を提出させ、1年以下の期間を定め出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。
- 四 諭旨解雇 非違行為の程度が雇用関係を維持しがたいほどに重大であるが情状酌量の余地がある場合、退職を勧告する。ただし、勧告に応じない場合は懲戒解雇する。
- 五 懲戒解雇 非違行為の程度が雇用関係を維持しがたいほどに重大であり、かつ、情状酌量の余地がない場合、予告期間を設けることなく、即時解雇する。

(訓告等)

第27条 前条に規定する場合のほか、サービスを厳正にし、規律を保持するため必要があるときは、訓告、嚴重注意又は注意（以下「訓告等」という。）を行う。

（損害賠償）

第28条 非常勤講師が故意又は重大な過失により大学に損害を与えたときは、第26条及び第27条の規定による懲戒処分又は訓告等とは別に、損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

第7章 安全及び衛生

（安全・衛生の確保に関する措置）

第29条 大学は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びその他の関係法令に基づき、非常勤講師の健康増進と危険防止のため必要な措置を講じる。

2 非常勤講師は、安全、衛生及び健康確保について、関係法令のほか、所属長の指示を守るとともに、大学が行う安全・衛生に関する措置に協力しなければならない。

（非常災害時の措置）

第30条 非常勤講師は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその発生のおそれがあることを知ったときは、緊急の措置をとるとともに、直ちに所属長その他の関係者に連絡して、その指示に従い、被害を最小限に食い止めるように努力しなければならない。

（安全及び衛生に関する遵守事項）

第31条 非常勤講師は、安全及び衛生を確保するため、次の事項を守らなければならない。

- 一 安全及び衛生について、所属長の命令、指示等に従い、実行すること。
- 二 常に職場を整理、整頓、清潔に努め、災害防止と衛生の向上に努めること。
- 三 安全衛生装置、消火設備、衛生設備、その他危険防止等のための諸施設を勝手に動かしたり、許可なく当該地域に立ち入らないこと。
- 四 大学敷地内で喫煙しないこと。

（就業の禁止）

第32条 非常勤講師が次の各号の一に該当する場合には、就業を禁止することがある。

- 一 本人、同居人又は近隣の者が伝染病にかかるか、その疑いのあるとき
- 二 勤務の継続により、病勢が悪化するおそれのあるとき
- 三 前2号に準ずるとき

- 2 前項第1号及び第2号に該当する場合には、非常勤講師は直ちに所属長に届け出て、その指示に従わなければならない。

第8章 災害補償等

(業務上の災害補償)

第33条 非常勤講師の業務上の災害については、労基法及び「労働者災害補償保険法」(昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。)の定めるところにより、同法の各補償給付を受けるものとする。

(通勤途上の災害)

第34条 非常勤講師の通勤途上における災害については、労災法の定めるところにより、同法の各給付を受けるものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表

(講師)

大学卒後の経験年数	時間単価
16年以上	5,500円
9年以上 16年未満	4,600円
6年以上 9年未満	4,300円
5年以上 6年未満	4,300円
4年以上 5年未満	4,100円
3年以上 4年未満	4,000円
2年以上 3年未満	3,800円
1年以上 2年未満	3,600円
1年未満	3,500円

(学校医)

医師免許取得後の経験年数	時間単価
26年以上	2,700円
21年以上 26年未満	2,400円
16年以上 21年未満	2,100円
11年以上 16年未満	1,800円
6年以上 11年未満	1,400円
6年未満	1,000円